

# 沖縄県水産海洋研究センターニュース(第1号)

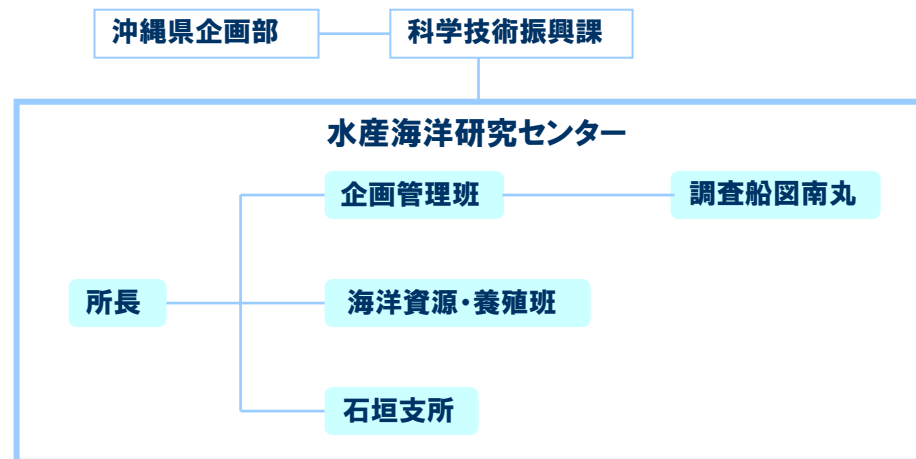
2006年(平成18年)5月発行

本所 〒901-0305 沖縄県糸満市西崎1丁目3番1号  
TEL:098-994-3593 FAX:098-994-8703  
石垣支所 〒907-0453 沖縄県石垣市宇川平828番2号  
TEL:0980-88-2255 FAX:0980-88-2114  
ホームページ: <http://www.pref.okinawa.jp/fish/>

## 沖縄県水産試験場は沖縄県水産海洋研究センターになりました

平成18年度も早1ヶ月が経過しました。定期人事異動による引越、整理等も一段落し、全職員がそれぞれの業務に邁進しているところです。県の組織体制は大きく変革する過渡期にあり、17年4月から機構改革により7部署の試験研究機関が企画部科学技術振興課の出先機関として一元化され、水産試験場も農林水産部から企画部へと所属替えとなりました。さらに今年度から組織体制の改革が行われ、33年間続いた沖縄県水産試験場は沖縄県水産海洋研究センターと名称変更し、八重山支場は同石垣支所となりました。

組織体制の改革については、「行革大綱」に基づき出先機関の組織・機構や事務事業を見直し、簡素で効率的な組織機構を確立する観点から、組織のフラット化や班制度の導入が実施されることとなりました。このため、次長・庶務課長が廃止され、1課2室体制から研究企画、庶務、予算執行管理、調査船を統括する企画管理班及びこれまでの漁業室、増殖室の2研究室が統合した海洋資源・養殖班の2班体制となりました。



## 今年度の研究課題

研究員数に変動はなく、18年度の研究部門は本所11名、石垣支所5名の研究員で28課題の調査試験研究に取り組むことになっております。主な調査研究内容は、漁船漁業の生産増大と効率化を図るための①ソデイカの漁場形成調査、②パヤオ周辺でのマグロ類の行動調査、③海洋観測等による海況情報・漁獲情報の収集と広報、資源管理及び栽培漁業の技術開発による資源の持続的利用を図るための④マチ類の資源回復調査、⑤シラヒゲウニ放流技術開発調査、養殖技術の改良開発を促進し生産の安定拡大を図るための⑥モズク類養殖技術改良試験、⑦ハタ類の性転換・性成熟研究、⑧ヤイトハタ養殖技術の確立、魚病被害の軽減、魚病防除技術を検討すると共に養殖場の環境保全・指針を示し、養殖生産の安定化を図るための⑨養殖魚介類の魚病対策試験、⑩養殖環境調査などです。また、養殖試験を現場の実態に近い状態で実施する必要から、平成17年度から3年計画で試験専用海面生簀の整備を進めております。

組織名称の変更にともない、「小さな情報の窓」としての「水試ニュース」も名称を新たに、各種の情報を提供していきたいと考えております。昨年は台風接近も少なく、ソデイカ漁業が豊漁であった反面モズク養殖生産量の減少が見られました。今年は昨年とは逆の様相が見られていますが、豊漁年となり、浜に元気が戻ることを祈願して復刊の挨拶と致します。

(所長:川崎一男)

## 魚病のまん延防止に注意

平成18年3月9日に沖縄県北部の有銘川と中部の天願川で死んだマゴイとニシキゴイが発見され、PCR検査\*の結果からコイヘルペスウイルス病に感染していることが明らかになりました。

この病気が広がるのを防ぐために、感染魚が発見された天然河川域からのマゴイとニシキゴイの移動が禁止されています。現在のところ、コイヘルペスウイルス病の感染経路はわかっていませんが、コイヘルペスウイルス病を防ぐには皆さんの協力が必要です。飼育中のコイや死んだコイを河川に放したり捨てたりするのはやめましょう。

コイヘルペスウイルス病はマゴイとニシキゴイに感染する病気で水温が18~25℃のときに発病しやすく、感染した魚は動きがにぶく餌を食べなくなり弱って死んでいきます。しかし、このウイルスは人に感染することはありません。仮に感染したコイを食べても人に影響はありません。



写真1

写真1: コイヘルペスウイルス病感染魚

写真2: PCR検査のため遺伝子を増やす装置



写真2

写真3: PCR検査作業風景  
検体のDNAを電気泳動にかける



写真3

写真4: PCR検査結果  
遺伝子バンドの有無によって感染を判定

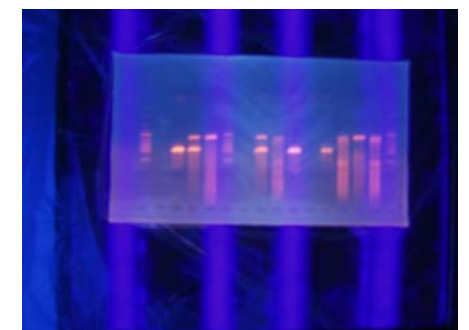


写真4

今回のコイヘルペスウイルス病のように魚介類の病気は感染魚との接触によって広がるが多いため、安易に種苗や親魚を導入するのはやめましょう。また、魚介類の種苗や親魚などを入れる場合は導入前に魚病検査を受けましょう。特に、海外から魚介類の稚魚や親魚を入れる場合は注意をしましょう。魚種によっては事前に農林水産大臣の許可を得る必要があります。さらに、特定疾病の対象となる病気に感染した養殖場は都道府県知事への届け出が義務づけられています。詳しくは水産課または水産海洋研究センターの魚病担当者に相談してください。

\* : PCR検査とは魚病の遺伝子(DNA)の有無によって感染を判定する方法です。

(沖縄県水産海洋研究センター 玉城英信)